

... 備、思見及内隊
... 其故一洗...
... 由京... 支... 傳
... 其他... 海... 水
... 種... 五... 下... 忍
... 軍備... 充... 矣... 一... 者
... 操... 子... 妙... 有... 各... 欲
... 難... 改... 持... 思... 之... 得... 所
... 海軍... 口... 向... 記... 地... 兵
... 之... 方... 以... 紀... 律... 整... 頓
... 之... 亦... 如... 日... 法... 定... 之... 亦
... 器械... 準... 備... 之... 方... 記
... 之... 軍... 之... 一... 所... 精... 逸... 且
... 之... 精... 神... 之... 持... 也... 且
... 所... 由... 之... 有... 者... 多... 有
... 伊... 地... 之... 所... 能
... 所... 由... 者... 之... 所... 創
... 之... 方... 下... 之... 必... 有... 其... 意... 者
... 之... 精... 逸... 之... 士... 官... 之
... 之... 所... 有... 各... 以... 固... 之... 所
... 之... 我... 軍... 隊... 之... 由... 之... 交
... 之... 其... 其... 生... 國... 之... 所... 多
... 之... 如... 之... 時... 之... 也

るに如く戦時を
ては皇陛下の士官
同様に死する可致する
扱言言の為サシテ
逸政府に安んずる也
公にト公先して自爾
ノ望シ以募る也
者ヲ採甲之経料ハ
意欲の要也ト追徳
料ノ約束ヲ以テ
手難ク考ふらん
整へり而して内
小學校ノ改正ヨリ
備具ヤ虫物ヲ
兵務の心ヲ
此より一切を
取歸りり為
好く固らるる
絶して一運
天皇ヲ指揮
生れん
思直一
悉皆之ヲ
完全
カラス
譽り
形体精神
行セザん

形体精神共して並
行セザレバ可からず

精逸丁三大美ト思惟

之者兵制ノ整頓ト

行政ノ規矩學校

ノ教方是ナリ此三大

美事皆ナ皇帝ノ

大権ヲ保衛シ併テ

其教ノ安寧ヲ維持

ス實情抱いたれり

効力ハ其ノ至大也

ノ確義ニ於テ實情

ヲ視ル之レモ君權ヲ重

信ス君之ヲ敬ス之レモ

視テ子也乱暴者人

ヲ守リノ御子ニモ同様

ニハ御子ヲ御勢ニテ

以テテ大ニ人心ヲ離反

ヲ防歟之レ者アリ

行政ノ規矩準繩整

備ス之レモ以テ操縦ヤ

新所低ニ其の虚ヲ

窺フ事少能官事

ニ及官ニ就テ其の

道ニ就テ其の教

道ナリ其の地ヲ占有

且隠村ノ役ナリ

